

「第12次三重県交通安全計画（素案）」の概要

計画の理念

◎計画期間 令和8年度～令和12年度まで(5年間)

◎基本理念（抜粋）

- 交通事故のない社会をめざして ○歩行者等を優先した交通安全思想
- 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

- ①交通社会を構成する三要素(人・交通機関・交通環境)に係る安全対策
 ②これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項
 (1)人手不足への対応 (2)増加する外国人運転者等への対応(新)
 (3)先進技術導入への対応 (4)高まる安全への要請と交通安全

目標の設定

計画期間における目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

【道路交通の安全】

- ①交通事故死者数 ※目標値については、中間案で示します。
 令和12年までに●●人以下にします。
 ②交通事故重傷者数
 令和12年までに●●●人以下にします。

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

道路交通の安全についての対策

II 講じようとする施策

<重視すべき視点>

- (1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
 - ・歩行者、自転車利用者等の対策、自動車運転者の安全運転を支える対策を推進
- (2) 子どもの安全確保のための環境整備
 - ・子どもが集団で移動する経路において、安全・安心な歩行空間の整備を推進
- (3) 歩行者の安全確保のための意識変容
 - ・歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等を推進
- (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
 - ・ライフステージに応じた交通安全教育の充実、ヘルメットの着用促進など自転車の安全利用等を推進
- (5) 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
 - ・基本的な交通ルールの周知徹底、交通安全教育等の交通安全対策を推進
- (6) 生活道路における歩行者等の安全確保
- (7) 外国人の交通安全対策の推進(新)
 - ・母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発の推進
- (8) 先進技術の活用推進
- (9) 交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- (10) 地域が一体となった交通安全対策の推進

- 1 道路交通環境の整備
 - ・生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・**自転車の安全利用の推進**
 - ・新しい小型モビリティの安全対策
- 3 安全運転の確保
 - ・外国人運転者対策の強化(新)
 - ・**飲酒運転防止対策の充実**
 - ・自動運転等の安全の確保と支援
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
- 8 **自転車損害賠償責任保険等への加入促進**
- 8 調査研究の充実

三重県自転車安全利用条例(仮称)の制定検討

三重県独自の項目

三重県独自の項目